

田原市職員の営利企業への従事等の運用基準

令和8年3月23日

人事課

1 基本的な考え方

地方公務員の営利企業への従事等（以下「兼業」という。）については、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条において、職員（短時間勤務会計年度任用職員を除く。）は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業その他の団体の役員等の地位を兼ねることができず、また、自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないこととされている。

一方、令和7年6月11日、総務省は「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項について（通知）」を発出し、兼業を希望する地方公務員が兼業できる環境を整備することを目的として技術的助言を行った。

本通知に法的拘束力はないが、本市においても、職員が知識及び技能を活かした事業等を実施することや、営利企業等の活動であっても、「公務能率の確保」、「職務の公正の確保」及び「職員の品位の保持」の観点から支障がないと認められる場合には、従事を可能とすることが適当であると考えます。

こうした考え方を踏まえ、兼業を希望する職員が制度の趣旨を理解した上で適切に取り組めるよう、また、許可の可否について統一的な判断が行えるよう、法及び田原市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、運用基準を定めるものである。

2 対象となる活動

- (1) 営利企業の役員等の地位を兼ねること。
- (2) 自ら営利企業を営むこと（以下「自営兼業」という。）。
- (3) 報酬を得て営利企業に従事すること。

3 許可申請の区分

兼業の許可を受けようとする職員は、次の区分に応じ、規則で定める許可申請書により、任命権者に申請するものとする。

- (1) 不動産等賃貸 様式第1号
- (2) 太陽光電気の販売 様式第2号
- (3) 営利企業の役員等の地位の兼業 様式第3号

(4) (1)～(3)以外に、報酬を得て事業又は事務に従事する場合 様式第4号

4 基本的原則

地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならず、兼業は、地方公務員法により、任命権者の許可を受けなければしてはならないこととされている。

従って、全体の奉仕者たる職員の本質に反することがなく、職務の公正性が担保され、また職務専念の義務と矛盾しない場合に限り許可できるものであり、許可にあたっては、次の3点の基本的原則を満たすことを求めるものとする。

- (1) 職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと。
- (2) 相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと。
- (3) 職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと。

5 許可の基準

(1) 営利企業等の役員等の地位

役員等の地位を兼ねる場合に許可を要する営利企業等とは、会社法（平成17年法律第86号）に基づいて設立される株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社、特例有限会社、その他営利行為を業とする社団などを含む。これらの営利企業等の役員等の地位を兼ねようとする場合は、報酬の有無に関わらず許可を要する。

なお、農業協同組合、漁業協同組合などは、実質的には営利とみなされる商行為を行っているものの、それぞれの法律により営利を目的としているとは認められないことから、営利企業等には含まないものとする。同じく、営利を目的としない団体として、国、地方公共団体、独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人なども営利企業等に含まない。

なお、これらの団体の役員等の地位を兼ねる場合、無報酬であれば許可を要しないが、報酬を得る場合には「報酬を得て事業または事務に従事する」こととなり、許可を要することとする。

また、役員等とは、その名称の如何を問わず、業務の執行又は業務の監査について責任を有する地位にある者及びこれらの者と同等の権限又は支配力を有する地位にある者をいうとされており、会社や団体の定款や規約等により判断せざ

るを得ないが、一般的には取締役、監査役、無限責任社員、理事、監事、支配人などが挙げられる。また、顧問、参与、評議員、清算人等も許可を要する地位とする。

(2) 自営兼業

① 農業、商業等、大規模に経営され客観的に営利を主目的とすると判断される場合は許可を要する。

② 職員の有する知識又は技能を活用した著作物の創作及び販売、物品の製造及び販売、芸芸の教授等に係る自営を行う場合（以下「職員の有する知識・技能を活かした事業」という。）又は地域振興に係る催しの主催、生活支援その他の公益に資する活動を伴う事業（以下「社会貢献に資する事業」という。）に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。

ア 当該事業が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する届出書を提出して行うものであること。

イ 当該事業が、その目的、業務内容、営業日、営業時間、収入の予定年額等を含む事業計画書その他事業の詳細を明らかにする書面を作成して行うものであること。

※ 他人の名義であっても職員が実質的に事業を営んでいると判断される場合は許可を要する。

【活動の例】

(職員の有する知識・技能を活かした事業)

○ハンドメイド品の販売

○スポーツや芸術等の教室開催 など

(社会貢献に資する事業)

○地域振興イベントの主催

○高齢者対象の買物代行 など

(3) 不動産等の賃貸

建物・土地や駐車場等を賃貸して収入を得ようとする場合で、以下に該当する場合は許可を要する。

① 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

ア 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。

イ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。

ウ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。

エ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。

オ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

② 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

ア 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

イ 駐車台数が10台以上であること。

③ 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額(これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額)が年額1,000万円以上である場合(建物の賃貸のみを行う場合にあつては、当該建物の床面積の合計が600平方メートル未満である場合を除く。)

④ ①又は②に定める場合と同様の事情にあると認められる場合

(4) 太陽光電気の販売

太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力が50キロワット以上である場合は、許可が必要な兼業とする。なお、定格出力が50キロワット未満の場合は、許可を要しない。

(5) 許可できる場合の具体的な基準

以下の①～⑧のいずれにも該当する場合に限り、任命権者は兼業を許可することができる。ただし、③と④については、特別な事情があるものとして任命権者が認める場合には、適用しないことができる。また、自営兼業の場合には、特別な事情の有無にかかわらず、任命権者が認める場合には③と④は適用しないことができる。

① 職員の占めている職と当該営利企業等との間に特別の利害関係がなく、又はその発生するおそれがないこと。

※「利害関係」とは、許認可、検査、税の賦課徴収、補助金の交付、工事その他業務の請負、行政指導、指定管理者の指定、物品の購入等において、当該営利企業等が申請者の占めている職の職務の執行に当たり利益を得るもの又は地位その他の客観的な事情から当該職員が事実上影響を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務の執行に当たり利益を得るものであって、職務の公正の確保を妨げるものをいう。

② 兼業は、勤務時間外、週休日及び休日における活動であり、職務の遂行に支障がないこと。

③ 兼業時間は、週8時間又は1か月30時間以内、勤務が割り振られた日における兼業時間は3時間以内であること。また、公務における時間外勤務の時間

数と兼業時間の時間数を合計した時間数が、月45時間及び年360時間を超えるおそれがないものと認めるとき。

- ④ 兼業時間が終了する時刻から公務における正規の勤務時間が始まる時刻との間に11時間以上のインターバルがあること。
- ⑤ 災害時、その他必要な時間外勤務を命ぜられた場合も含めて、従事することを命ぜられた公務を優先させることができる兼業であること。
- ⑥ 職員の職務の遂行にあたり、能率の低下を来すおそれがないこと。
- ⑦ 受け取る報酬の額が社会通念上相当と認められる範囲であること。
- ⑧ 政治的活動、宗教的活動若しくは公序良俗に反する活動又はそれらに該当するおそれがあると認められるなど職員が行うものとして不相当と認められないものであること。

(6) 営利企業の従事において対象とする事業

規則第4条第1項の規定を踏まえ、以下のア～エのとおりとする。

ア 営利企業であっても、その活動が副次的に広く不特定多数の利益の増進に資するなど、一定の公益性が認められるもの

【活動の例】

- 医療・福祉・生活支援（訪問介護、高齢者向け配食サービスなど）
- 教育・人材育成（学習塾、スポーツクラブでの指導など）
- 地域インフラ・生活必需サービス（公共交通、物流支援、移動販売など）
など。

イ 従事者数の不足等により、短期的な繁忙期への対応が求められる分野であって、社会的な需要が高く、民間の就業機会を不当に阻害しないと認められるもの

【活動の例】

- 医療・福祉・介護（年末年始の介護施設応援など）
- 農業、水産業等（収穫期の農作業、水産加工、選果・出荷作業の補助など）
- 観光（大規模イベント、観光繁忙期の運営補助など） など。

ウ 市の施策推進や地域課題の解決に資するなど、本市の行政目的との親和性が認められるもの

【活動の例】

- 自治会役員、消防団員、統計調査員、高齢者見守り活動 など。

エ 上記アからエまでに準ずるものであって、申請内容を総合的に勘案し、社会的相当性があり、公序良俗に反せず、公務員として不適切と認められない

こと。

(7) 育児休業中の職員の兼業について

育児休業中の職員の兼業については、制度の趣旨が子の養育に専念することにあることを踏まえ、「(5) 営利企業への従事等」に示す許可基準に加え、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、許可することができるものとする。

- ① 育児の妨げとならないと認められること。
- ② 公務復帰後の職務遂行に支障がないと認められること。

(8) 年次休暇を取得して従事する兼業の取扱い

年次休暇の取得を前提として計画的に実施される兼業については、職務の遂行に支障が生じないことが明らかであると認めがたいことから、原則として許可しない。

ただし、兼業が一時的又は単発的なものであり、反復継続性を有しない場合に限り、例外的に許可することができるものとする。

6 許可しない場合

次のいずれかに該当する場合

- (1) 勤務成績が直近の人事評価の結果が下位又は当該申請日までの1年以内における勤務の状況を示す事実を照らして不良であったとき。
- (2) 休職又は長期の病気休暇期間中であるとき。
- (3) 育児短時間勤務、部分休業、育児部分休暇、介護休暇、介護時間又は修学部分休業により勤務しないことが認められた勤務時間中に兼業時間が含まれるとき。
- (4) 育児又は介護のための時間外勤務の免除又は制限を請求している期間中であるとき。
- (5) 条件付採用期間中であるとき。

7 兼業時間の制限

田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条に規定する特別休暇により勤務しないことが認められた正規の勤務時間中においては、営利企業への従事等を行うことができない。

8 許可申請の方法

職員は、申請書に必要事項の記入の上、所属長（申請者が所属長の場合は部局長、申請者が部局長の場合は副市長）に提出する。

所属長等は、申請書の所属長等意見欄に必要事項の記入の上、人事課へ提出する。

9 兼業の実績報告

兼業時間の制限その他許可の基準を満たしていることを確認するため、兼業の実績等について、別紙報告様式により、所属長を通して人事課へ報告すること。

なお、兼業の許可を受けている間は、兼業に従事しなかった場合であっても、報告すること。

10 廃止の届出等

兼業の許可を受けている職員が、その兼業をやめたときは、速やかに営利企業従事等廃止届（様式第6号）に必要事項を記入し、所属長の確認を受けた上で人事課へ提出すること。

また、任命権者は、職員の兼業を許可した後において、その兼業が許可の基準に該当しなくなると認めた場合は、許可を取り消すことがある。その場合、営利企業従事等許可取消通知書（様式第5号）にて、所属長を経由して、当該職員に通知すること。

11 人事配置等

職員の人事配置や配属に当たっては、兼業の状況は一切考慮しないものとする。従って、配属先の変更により、それまで許可を受けていた兼業ができなくなるおそれがあるため、雇用されて兼業する場合などは、あらかじめ雇用主の理解を得るようにすること。

12 その他

兼業等により20万円を超える所得がある場合は、年末調整ではなく、個人による確定申告が必要となる。また、兼業を行うにあたっては、自身の健康管理も含め公務への支障を来さないようにすることは当然のこと、トラブル等により信用失墜行為を招かないよう留意し、労働や兼業する業種に関係する法令、ルール等の確認を怠らないようにすること。

13 承認を得ずに兼業を行った場合

服務規律違反となる。